

共同研究員・国際共同研究・構造解析共同利用研究課題・客員フェローにかかる 変更手続きについて

次のような変更事項が発生した際は、下記の手続きをおとり下さい。

●変更事項

- (1) 研究代表者の所属機関変更 (2) 研究代表者の職名変更 (3) 研究協力者の所属機関変更
(4) 研究協力者の職名変更 (5) 研究協力者の追加 (6) 研究協力者の削除 (7) そのほか

●手続き

上記(1)～(7)すべての変更事項について

全ての変更事項	・「(別紙1) 大阪大学蛋白質研究所 共同利用・共同研究事業にかかる変更届」
---------	--

(別紙1)の変更届に加え、変更事項に応じて下記の必要書類を拠点プロジェクト班に提出願います。

(1) 研究代表者の所属機関変更

共同研究員	・「(別紙2) 所属長承諾書 (新所属先の所属長による承諾書)」
国際共同研究	・「(別紙3) Notice of permit by director」
構造解析共同利用 研究課題	・「(別紙2) 所属長承諾書 (新所属先の所属長による承諾書)」
客員フェロー	・「(別紙2) 所属長承諾書 (新所属先の所属長による承諾書)」

(2) 研究代表者の職名変更 → 追加での書類提出「不要」

(3) 研究協力者の所属機関の変更

共同研究員	・「(別紙2) 所属長承諾書 (新所属先の所属長による承諾書)」
国際共同研究	・「(別紙3) Notice of permit by director」
構造解析共同利用 研究課題	・「(別紙2) 所属長承諾書 (新所属先の所属長による承諾書)」

(4) 研究協力者の職名変更 → 追加での書類提出「不要」

(5) 研究協力者の追加

共同研究員	・「(別紙4) 共同研究員 研究協力者承諾書」
国際共同研究	・「(別紙3) Notice of permit by director」
構造解析共同利用 研究課題	・「(別紙4) 共同研究員 研究協力者承諾書」

(6) 研究協力者の削除 → 追加での書類提出「不要」

(7) そのほか

※当初申請時に研究組織に学生を含んでいたが研究代表者の異動により指導教員等が変わる場合などは、「(別紙5) 学生の取り扱いについての誓約書」の提出が必要です。

わかりにくい場合は、あらかじめ、メールなどでお問い合わせいただければ回答いたします。

- 変更書類の提出にあたっては、押印等の後、全てPDF版にしたうえ、メール添付で提出願います。なお、従来どおり郵送でも受け付けます。
- 上記変更届について承認通知を送付します(変更届受理後、承認通知送付まで2週間程度)。